

令和 7 年 第 1 回

伊根町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 5 日（第 1 号）

伊 根 町 議 会

令和7年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和7年 3月 5日 水曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年 3月 5日 9時30分			議 長	佐 戸 仁 志	
	散 会	令和7年 3月 5日 12時 1分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席11名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	代表監査委員	森 下 繁 之	○	
	住民生活課長	森 田 連 三	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	井 上 康 子	○	
会 議 録 署 名 議 員	4 番	向井 久仁子		7 番	和田 義清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和7年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

令和7年3月5日(水)

午前 9時30分 開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 9号 令和7年度伊根町一般会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第10号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第11号 令和7年度伊根町財産区特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第12号 令和7年度伊根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第13号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第14号 令和7年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第15号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第16号 令和7年度伊根町下水道事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第17号 令和6年度伊根町一般会計第7回補正予算 |
| 日程第14 | 議案第18号 令和6年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算 |
| 日程第15 | 議案第19号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について |

日程第 1 6	議案第 2 0 号	伊根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
日程第 1 7	議案第 2 1 号	伊根町職員旅費条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 2 2 号	伊根町消防団条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 2 3 号	伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 2 4 号	伊根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 2 5 号	伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 2 6 号	伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 2 7 号	伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 4	議案第 2 8 号	伊根町漁港管理条例の一部改正について
日程第 2 5	議案第 2 9 号	半島振興対策実施地域の指定に伴う伊根町町税条例の特例に関する条例の廃止について
日程第 2 6	議案第 3 0 号	伊根町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について
日程第 2 7	議案第 3 1 号	令和 5 年度公共残土処分場防災調整池整備工事請負契約の変更について
日程第 2 8	議案第 3 2 号	令和 6 年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の変更について

- 日程第 29 議案第 33 号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費
等支給認定審査会共同設置規約の変更について
- 日程第 30 議案第 34 号 伊根町筒川地区コミュニティセンターの指定管
理者の指定について
- 日程第 31 議案第 35 号 町道の路線廃止について
- 日程第 32 議案第 36 号 町道の路線認定について
- 日程第 33 議案第 37 号 人権擁護委員候補者の推薦について

会議に付した事件

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 9 号 令和 7 年度伊根町一般会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 10 号 令和 7 年度伊根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 11 号 令和 7 年度伊根町財産区特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 12 号 令和 7 年度伊根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 13 号 令和 7 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 14 号 令和 7 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 15 号 令和 7 年度伊根町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 16 号 令和 7 年度伊根町下水道事業会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 17 号 令和 6 年度伊根町一般会計第 7 回補正予算 |
| 日程第 14 | 議案第 18 号 令和 6 年度伊根町財産区特別会計第 1 回補正予算 |
| 日程第 15 | 議案第 19 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 20 号 伊根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等
の一部改正について |

日程第 1 7	議案第 2 1 号	伊根町職員旅費条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 2 2 号	伊根町消防団条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 2 3 号	伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 2 4 号	伊根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 2 5 号	伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 2 6 号	伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 2 7 号	伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 4	議案第 2 8 号	伊根町漁港管理条例の一部改正について
日程第 2 5	議案第 2 9 号	半島振興対策実施地域の指定に伴う伊根町町税条例の特例に関する条例の廃止について
日程第 2 6	議案第 3 0 号	伊根町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止について
日程第 2 7	議案第 3 1 号	令和 5 年度公共残土処分場防災調整池整備工事請負契約の変更について
日程第 2 8	議案第 3 2 号	令和 6 年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の変更について
日程第 2 9	議案第 3 3 号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について
日程第 3 0	議案第 3 4 号	伊根町筒川地区コミュニティセンターの指定管

理者の指定について

日程第 3 1 議案第 3 5 号 町道の路線廃止について

日程第 3 2 議案第 3 6 号 町道の路線認定について

日程第 3 3 議案第 3 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

会 議 の 経 過

令和7年3月5日（水）
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長（佐戸仁志君） 皆さん、おはようございます。

初めに、いまだ終息の見えない岩手県大船渡市で起きている山林火災で亡くなられた方のご冥福を祈るとともに、被害に遭われた方々、避難されている方々に謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。また、昼夜を問わず消火活動に従事されている自衛隊員、消防署員、消防団員、市職員、地域の方々に感謝を申し上げたいと思います。

本日、令和7年第1回定例会が招集されました。本定例会における議案は、既に配付のとおりです。令和7年度当初予算をはじめ条例改正、人事案件等の議案が上程されております。議員各位におかれましては、本定例会議案の審議に際し活発な議論をお願い申し上げるとともに、円滑に議事が進められ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回伊根町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

間もなく年度末を迎えます。みんなで作る「ええまち」を将来像に掲げた第6次伊根町総合計画も折り返し地点となりました。令和7年度からは後半の5年が始まります。

後期基本計画の策定に当たり、アンケートを聴取しております。その中で「伊根町は住みよい町ですか」という設問に対し、5年前と比較をしますと「住みよい」と答えた方が54.7%から56%へ、1.3ポイント増加をいたしました。「そうは思わない」という答えは26.5%から20.6%へ、5.9ポイント減少という結果でございました。

また、町の取組について満足であるかどうかという問いに、「満足」「やや満足」は66.6%から67%、0.4ポイントではございますが増加をしております。中でも、いねタクなどの交通対策、いねばんなどの情報化対策には大きく評価をいただいたところでございます。また、保健事業など健康増進対策にも、従来どおりの評価と今後の充実に期待を寄せていただいております。

調査、分析、企画、行動、評価このサイクルの繰返しがまちづくりの基本と心得ます。こういった声に耳を傾け分析をし、よりよいまちづくりに向けて後期基本計画を進化させ実行する、新年度はそのスタートの年でございます。

みんなで作る「ええまち・伊根町」の実現に向け、施策を進めてまいります。議員各位の特段のご支援、ご協力のほどお願いを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げます議案は、令和7年度当初予算で一般会計と特別会計及び企業会計で計8件、令和6年度補正予算が2件、条例の一部改正が9件、廃止で2件、その他7件を予定しております。

何とぞ慎重審議の上、全議案についてご可決賜りますようお願いを申し上げ、本定例会招集に際してのご挨拶といたします。

○議長（佐戸仁志君） すみません。休憩をします。

休憩 9時35分

再開 9時36分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和7年第1回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐戸仁志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

4番、向井議員

7番、和田議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

去る2月26日の議会運営委員会で協議の結果、今期定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間ということで決定いただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりであります。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

陳情書、要望書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸会議等への議員等の出席された状況は、公務報告のとおりでございます。

監査委員から報告のあった例月出納検査結果については、事務局で保管しておりますので、必要な方はご閲覧ください。

次に、私のほうから会議等の報告を申し上げます。

2月14日、都ホテル京都八条において、京都府後期高齢者医療広域連合議会令和7年第1回定例会が開かれ、発議1件、承認9件、議案9件が上程され、令和6年補正予算、令和7年一般会計予算、特別会計予算などが賛成多数で可決されました。

2月21日、京都府自治会館4階で京都府町村議会議長会第75回定期総会が開かれ、京都府知事西脇隆俊様、京都府議会議長石田宗久様、京都府町村会長吉本町長をお迎えし、自治功労者表彰等各表彰が行われました。その後、町村議長会定期総会が開かれ、令和5年度一般会計歳入歳出決算、令和7年度一般会計予算が審議され、可決されました。

以上です。

続いて、松山副議長から京都地方税機構議会定例会及び宮津与謝環境組合議会定例会について報告いただきます。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 去る2月7日に京都地方税機構議会の定例会が招集され、出席してまいりました。内容は、令和6年度の補正予算、それから7年度の予算について審議され、いずれも賛成多数で可決されました。また、個人情報保護法の一部改正があり、全員賛成で可決をされました。

2月18日に宮津与謝環境組合議会定例会が招集され、山根議員と出席してまいりました。内容は、令和6年の補正予算、それから令和7年度の予算について審議され、全員賛成で可決されました。また、個人情報保護法の一部改正があり、全員賛成で可決をされました。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 次に、長谷川総務委員長から、総務委員会及び宮津与謝消防組合議会定例会について報告いただきます。2番、長谷川議員。

○2番（長谷川貴之君） 総務委員会より報告いたします。

令和6年12月20日、定例会終了後、不登校児の居場所づくりについて、教育委員会から説明を受けました。

1月21日、法定外税について知見を深めるため、産業建設委員会に同席させていただき、企画観光課から説明を受けました。

続きまして、宮津与謝消防組合議会定例会の報告をいたします。

2月18日、令和7年第1回宮津与謝消防組合議会定例会が招集され、佐戸議長と出席してまいりました。議案でありました消防職員の給与に関する条例等の一部改正についての専決処分では、令和6年人事院勧告等に準じ給与改定を行うもので、全員賛成で承認されました。

公平委員会委員の選任について、3人のうち1人の任期が2月27日で満了となるため、伊根町の泉良悟氏が再任で同意されました。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、刑罰の懲役と禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、所要の改定を行うものです。

令和6年度一般会計補正予算では、人事院勧告等に伴う給与改定と緊急防災・減災事業の契約入札減によるものです。

令和7年度一般会計予算では、歳入歳出予算の総額は11億8,646万円で、主な事業では、消防緊急デジタル無線設備更新で1億9,250万円と、宮津分署の改修工事を行い、橋北分署の消防ポンプ自動車を2か年計画で更新します。また、令和7年度伊根町の分担金は7,424万2,000円となっております。

宮津与謝消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正については、個人を識別するための番号利用法の改定に伴う条例の改正であり、いずれの議案も全て全員賛成で可決されました。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 最後に、大谷産業建設委員長から産業建設委員会について報告いただきます。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

12月20日、次年度からの委員会の課題について意見交換をし、観光と税について見識を深め、政策提言にまとめる方向で合意をいたしました。

1月21日、総務委員会と合同で伊根町の観光の現状と全国の法定外税導入事例について、企画観光課長よりレクチャーを受けました。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 何か質問はありませんか。

以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

令和7年度国民健康保険特別会計予算編成に当たって、第3期伊根町地域福祉計画、地域福祉活動計画、道路整備実施計画表については、お手元に配付のとおりであります。

これで行政報告を終わります。

◎ 日程第5 議案第9号

～

◎ 日程第12 議案第16号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、議案第9号 令和7年度伊根町一般会計予算、日程第6、議案第10号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計予算、日程第7、議案第11号 令和7年度伊根町財産区特別会計予算、日程第8、議案第12号 令和7年度伊根町介護保険特別会計予算、日程第9、議案第13号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計予算、日程第10、議案第14号

令和7年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第15号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計予算、日程第12、議案第16号 令和7年度伊根町下水道事業会計予算、以上、令和7年度当初予算案8議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、予算の説明に先立ちまして、令和7年度の町政運営に関する基本的な考え方を申し上げ、当初予算案と主要事業についてご説明申し上げます。

令和6年度の予算では、令和6年1月に締結をしました伊根町とゴダイ株式会社との連携と協力に関する基本協定に基づき、伊根分校跡地の造成を開始いたしました。

令和7年度はいよいよ、仮称ではございますが、ゴダイドラッグ伊根店の本体工事が開始をされます。オープンは令和8年4月を予定しております。施設が完成した暁には、町内での日用品、食料品の購入において町民の皆さんの利便性の向上を大きく図れるものと期待するところでございます。さらに、ゴダイ株式会社と取り交わしたこの協定では、健康増進や地域防災など様々な分野での連携を図り、住民サービスの向上と地域の活性化に向けて取り組むこととしております。伊根町だけでは困難な取組や事業につながることができ、その面でも大いに期待できるものでございます。

我々、この協定を最大限に生かし、この小さな町が新しい景色を見るもよし、同じ景色の中に新しい何かを見つけるもよし、とにもかくにも新しい生き方につなぎ、先進的かつ魅力的な少数社会の構築、明るく豊かで潤いのある伊根町を目指したいと思います。

コロナ禍の長いトンネルを抜け出、社会経済活動が日常を取り戻す中、国内外から観光客が戻ってまいりました。一昨年が37万3,000人、コロナ前のピーク35万5,000人を上回りました。V字回復でございます。そのとき、まだまだ伸びる、そのように勝手な予測を申し上げたが、昨年の数値は速報値によりますと48万1,000人、48万人超えになりました。平成22年策定の第5次総合計画にうたう、目指せ50万人を、15年がかかったわけでございますが、おおむね達成できそうでございます。そして、まだ伸びる。

私、身の丈に合わせたという言葉をよく使います。今後、伊根町の魅力をさらに磨き、さらなる集客に努める。伊根町観光の質を向上させ、宿泊客を伸ばす、これは是非もないことでございます。しかし、逆に、通過型の入り込み客はほどほどに押さえて、地域住民さんの良好な生活環境を守る、その良好な環境を来訪者の皆さんにも喜んでもらう。そして事業者の皆さんにもしっかりと稼いでもらえる。そんな三方よしの共存は大きな課題と思います。そして、そのにぎわいと経済効果を伊根町内全域に広めることがさらなる課題でございます。

しかし、その一方で、観光客が集中する場所では、休日の渋滞や歩行者のマナー対策など、直接観光関係事業に携わっていない町民の方々からは、何とかしてほしいという声を聞かせていただいております。これまで鳥屋地区の連休時の一方通行の協力依頼や、ゴールデンウィークなど特に渋滞が発生しやすい期間の交通誘導員の増員、臨時駐車場の開設、大型観光バスの待機場所設定など対策を講じてまいりました。

令和7年度は、さらに夏休み期間の渋滞緩和対策を検討しております。また、伊根湾巡り乗り場付近での大型バスによる混雑対策のため、近隣の町有地を駐車場用地として事業者に賃貸し、混雑緩和対策を行いたいと考えております。

住民の生活環境を整え、豊かで住みよい「ええまち」の取組を進めてまいります。

本町では、子育て世帯の経済的負担を軽減する措置として、これまでに教材費、給食費、修学旅行の無償化、高校生までの医療費の無償化などに取り組んでまいりました。現在では多くの自治体に広がり、その一部は国の施策として議論されるようになりました。こういった様々な施策に我々先駆けとして取り組み、子育て環境の充実を図ってまいりました。また、平成27年度から保育料の低料金化に取り組み、平成30年度からは3歳児から5歳児までの保育料の無償化も実現しております。国に先駆けて実現をしております。

さらに、令和5年度からは、おむつは保育所で準備、使用済みのものも園で処分し、持ち帰る必要なし。令和6年度には、昼寝用寝具整備により手ぶら登園の実現を図りました。そして、令和7年度からは、伊根町立の保育所に通う園児は1歳児、2歳児も無償とし、保育料の完全無償化を実現いたします。

今後も、切れ目のない子育て支援と保育の充実を進め、子育て環境の充実に努め、子育てしやすい「ええまち」の取組を進めてまいります。

本町は、丹後半島の北東の端に位置しており、国道178号と府道による交通網が被災した場合など、災害発生時に孤立しやすい地理的条件を持っております。こういった特性から、国道178号の強靱化に向け、日置里波見間での対策を宮津市とともに京都府へ毎年要望を続けたことにより、令和6年度には調査費がつけられ、念願に向けての大きな一歩が踏み出されました。さら

に、それに先立つ現道ののり面防災も着実に進めてもらえるよう取り組んでいるところでございます。

町道の基幹路線である亀島本庄浜線についても、強靱化を進めるためののり面防災対策を計画的に進捗させています。また、豪雨災害、台風災害を経験し、それらの教訓から役場やほっと館の無停電化、筒川コミュニティセンターの改築などハード面での施策と、防災訓練や災害備蓄品の確保などソフト面での対策を複合的に講じてまいりました。昨年は、近畿総合通信局、第8管区海上保安本部、京都府宮津警察署、関西電力送配電など関係機関と合同で災害時の通信手段確保訓練に取り組み、それに引き続いて、伊根中学校で防災関係資機材を使った電波教室を実施いたしました。

令和7年度には、地上通信網が被災した場合の外部との通信手段である衛星通信設備を第3世代地域衛星通信ネットワークに更新し、また、全国瞬時警報システムJアラートの新型受信機の整備を計画しております。

複数の災害関係情報伝達手段を組み合わせ、また、それぞれの情報伝達手段を強靱化することで、防災力の向上を図り、暮らしやすい「ええまち」の取組を進めます。

学校教育関係では、伊根中学校体育館に空調設備を整備いたします。近年の温暖化の影響で、夏休みやその前後には気温が35度を超える猛暑日となることもあり、体育の授業やクラブ活動時の熱中症を警戒し、しっかりとした教育活動ができない場合がございます。体育館に空調設備を整備することで、安心・安全で充実した学校教育の実現に向けた取組を行います。

本事業は、国の令和6年度補正予算分で令和6年度第6回補正予算に計上したものでございますが、令和7年度実施分として、子育てしやすい「ええまち」の取組として進めてまいります。

令和7年度の各種事業によって、地域の皆様の暮らしと安心・安全を進め、「ええまち・伊根町」の実現に向けた取組を推進してまいります。

それでは、当初予算の提案説明に入らせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

別刷りの令和7年度伊根町当初予算案の3ページを併せてご覧ください。

歳入歳出予算の総額は40億4,400万円で、前年度と比較しますと5億500万円、14.3%の増額です。

それでは、歳入から説明をいたします。一般会計は事項別明細書に詳細がございますので、そちらをご覧ください。

12ページ、13ページをお願いします。

町民税は6,925万円で、前年比66万3,000円の増額です。固定資産税は7,411万9,000円で、前年比11万8,000円の減額です。町税全体では88万9,000円、0.6%の増額です。

14、15ページをお願いいたします。

地方交付税は17億2,700万円、7,510万円の増額を見込みました。地方財政計画における地方交付税総額は0.3兆円、1.6%の増となり、また、臨時財政対策債が皆減となり、そのことも踏まえ、一定の留保財源の確保も含めてこの額といたしました。

16ページ、17ページをお願いいたします。

分担金及び負担金は、全体で418万4,000円です。前年比667万8,000円、61.5%の減となっております。これにつきましては、本庄上地区の急傾斜地崩壊対策事業完了による480万円減と、保育料の全年齢の完全無償化による188万円減によるものでございます。

使用料及び手数料は、総額1億5,458万9,000円、前年比850万7,000円、5.2%の減額です。主な減額の要因は公共残土処分場使用料などでございます。

18、19ページをお願いいたします。

国庫支出金は4億1,205万円、前年比8,259万3,000円、25.1%の増額です。伊根分校跡地活用に係る新しい地方経済・生活環境創生交付金などによるものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

府支出金は2億9,608万3,000円、前年比8,636万4,000円、41.2%の増額です。水産物供給基盤機能保全事業補助金の増額などによるものでございます。

26、27ページをお願いいたします。

財産収入は1,218万8,000円、前年比30万円、2.5%の増額です。

寄附金は2,330万円で、前年同額でございます。

繰入金は4億7,646万5,000円、前年比5,974万円、14.3%の増額です。主な繰入れの目的は、一般財源調整のための財政調整基金繰入れ、起債償還分の減債基金繰入れなどでございます。

28、29ページをお願いいたします。

繰越金は2,000万円で、前年同額でございます。

諸収入は8,883万5,000円、前年比1,027万5,000円、13.1%の増額です。デジタル基盤改革支援補助金の増額によるものでございます。

30ページ、31ページをお願いいたします。

町債は5億9,200万円、前年比2億180万円、51.7%の増額です。跡地活用事業による一般補助施設整備事業債の増額などによるものでございます。

自動車取得税交付金は12万7,000円の計上です。

次に歳出です。32、33ページをお願いいたします。別刷りの方は2ページをご覧ください。

議会費は4,681万4,000円、前年比241万8,000円、4.9%の減額です。

続きまして総務費です。34、35ページをお願いいたします。

総務費全体では10億2,990万4,000円、前年比3億8,511万4,000円、59.7%の増額です。主な増額要因は、企画費の跡地活用事業でゴダイ出店に係る補助金4億2,529万円を計上したことによるものでございます。令和6年度の国の補正予算分に対応できるよう、令和6年度第7回補正予算にも同事業を計上しております。補正予算分の採択を受けられた場合には、当初予算計上分は6月補正で減額したいと考えております。

62、63ページをお願いいたします。

次に、民生費です。6億4,606万9,000円、前年比4,009万2,000円、6.6%の増額です。主な要因は、社会福祉費で長寿苑の大規模修繕に関わる地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の計上などによるものでございます。

80、81ページをお願いいたします。

衛生費は2億9,257万7,000円、前年比444万5,000円、1.5%の増額です。

90、91ページをお願いいたします。

農林水産業費は5億801万3,000円で、前年比5,605万7,000円、12.4%の増額です。漁港管理費で伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事の進捗を図るための増額計上が主な要因でございます。

100、101ページをお願いいたします。

商工費は1億2,497万5,000円、前年比104万5,000円、0.8%の減額です。観光客集中対策として、平田地区の渋滞緩和対策期間を拡大すること、日出地区の町有地を活用し、周辺の渋滞緩和対策として遊覧船事業者に駐車場用地として賃貸することなどを計画しております。

106、107ページをお願いいたします。

土木費は3億5,429万6,000円、前年比481万8,000円、1.3%の減額です。道路整備事業では、亀島本庄浜線の防災工事を継続して実施するもののほか、亀島本庄浜線泊大橋の橋梁修繕工事を計画しております。また、地区要望に基づいた道路整備計画に従った事業を計上しております。

112、113ページをお願いいたします。

消防費は1億4,086万3,000円、前年比2,999万2,000円、27.1%の増額です。非常備消防費の消防設備維持管理事業で、消防車両更新計画に基づき、前年度に引き続いて多機能型小型動力付ポンプ積載車、軽自動車を整備し第2分団第2部に配属するほか、災害対策事業で、京都府地域衛星通信ネットワーク設備を第3世代システムに更新するための負担金と合わせてJアラート受信システムの更新を行います。

116、117ページをお願いいたします。

教育費は3億5,984万円、前年比587万9,000円、1.7%の増額です。児童生徒の学習用タブレットの更新を行います。

140、141ページをお願いいたします。

公債費は5億3,606万5,000円、前年比857万9,000円、1.6%の減額です。

予備費は458万4,000円を計上いたしました。

議案第10号 令和7年度伊根町国民健康保険特別会計予算でございます。

149ページをお願いいたします。

以後の特別会計の総額は、別刷りの1ページをご覧ください。

なお、特別会計は総額と主なもののみ説明とさせていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は3億8,823万円で、前年比364万4,000円、0.9%の増額です。

伊根診療所勘定の歳入歳出総額は1億560万円で、前年比869万4,000円、9.0%の増額です。

本庄診療所勘定の歳入歳出総額は7,456万円で、前年比212万2,000円、2.9%の増額です。

150、151ページをお願いいたします。

事業勘定は、財政運営主体である京都府からの通知額を基に、医療分は財政調整基金を活用した前年据置き、後期高齢者支援金分と介護納付金分は、府からの通知に基づいた額を計上しております。

次に、伊根診療所勘定でございます。

174、175ページをお願いいたします。

診療収入は前年実績を勘案し、後期高齢者医療分の増額計上などを行っております。

続きまして、本庄診療所勘定でございます。

190、191ページをお願いいたします。

諸収入は、前年実績等を勘案し、国保、社保、後期高齢といずれの保険分も患者数の減少傾向を反映した計上としております。

議案第11号 令和7年度伊根町財産区特別会計予算でございます。

207ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額はそれぞれ104万円で、5,000円の減額でございます。

議案第12号 令和7年度伊根町介護保険特別会計予算でございます。

219ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額はそれぞれ4億7,339万円で、前年比1,163万円、2.5%の増額です。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額はそれぞれ140万円で、前年同額でございます。

220、221ページをお願いいたします。

歳入は、歳出見込みに対する財源を法令に基づき積算したものでございます。

歳出は、被保険者数や前年度給付実績見込み等に基づいた給付費を計上しております。

直近の実績見込みを反映させるなどして、実際の給付額に近い予算となるよう積算いたしました。

254、255ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定は、歳入として見込めるケアプランの作成業務をサービス収入に計上し、次のページの歳出では、1款総務費、ケアプラン作成にかかる人件費などのほか、2款事業費で、ケアプランを外部委託する経費を計上しております。

議案第13号 令和7年度伊根町訪問看護事業特別会計予算でございます。

265ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額はそれぞれ2,032万円で、前年比38万円、1.8%の減額です。訪問看護サービスは、前年度と同規模の提供を計画しております。

議案第14号 令和7年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

279ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額はそれぞれ4,617万円で、前年比140万5,000円、3.1%の増額です。前年度とおおむね同様の歳入歳出を計画しております。

議案第15号 令和7年度伊根町簡易水道事業会計予算でございます。

293ページをお願いいたします。

公営企業法の適用2年目となります。収益的収入は8,600万円、収益的支出は8,993万2,000円です。

次のページをお願いいたします。

資本的収入は7,379万1,000円、資本的支出は1億734万8,000円でございます。

議案第16号 令和7年度伊根町下水道事業会計予算でございます。

325ページをお願いいたします。

下水道事業につきましても、令和6年度から公営企業法を適用しておりますので、事業会計予算となっております。

収益的収入は8,121万8,000円、収益的支出は1億397万1,000円です。

次のページをお願いいたします。

資本的収入は5,857万6,000円、資本的支出は7,247万9,000円でございます。

以上、当初予算の説明といたします。

令和7年度も、今あるものを最大限に活用するための仕組みづくりを主眼にした事業を進め、「ひと・まち・くらし・しごと」の全てが輝く「ええまち・伊根町」の実現に向けて頑張ります。議員各位をはじめ町民の皆様のなご一層のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げ、私の施政方針と当初予算案の提案説明とさせていただきます。

なお、予算案の詳細な内容につきましては、全員協議会にて担当課長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、議案第9号から議案第16号までの令和7年度当初予算案8議案の提案理由の説明を終了しました。

なお、本日は提案説明のみとし、明日3月6日に全員協議会を開催し詳細説明を行い、質疑は13日、18日に行い、討論、採決は19日に行う予定としております。

◎ 日程第13 議案第17号

○議長（佐戸仁志君） 日程第13、議案第17号 令和6年度伊根町一般会計第7回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第17号 令和6年度伊根町一般会計第7回補正予算でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ4億2,632万9,000円を追加し、43億1,061万8,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入です。

10款1項地方交付税8,543万3,000円の増額です。

13款使用料及び手数料 1項使用料5,326万7,000円の減額です。残土処分場使用料の減額によるものでございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金1億4,765万1,000円の増額は、新しい地方経済・生活環境創生交付金などでございます。

17款1項寄附金300万円の増額はオーバーツーリズム対策への指定寄附金で、ふるさと応援基金の観光振興事業分に積み立てます。

18款繰入金 2項基金繰入金696万2,000円の増額は、公共残土処分場使用料管理基金繰入金でございます。

20款諸収入 7項雑入365万円の増額で、地域公共交通確保維持改善事業補助金などがございます。

21款1項町債2億3,290万円の増額です。国の補正予算に伴う一般補助施設整備事業債の計上のほか、過疎債ソフト分の減額などによるものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費 1項総務管理費4億4,533万4,000円の増額です。分校跡地の活用事業でゴダイ出店に関わる費用を10分の10で補助するほか、タンゴ鉄道の基盤整備に関わる補助金を国の補正予算によって前倒しで計上するものなどでございます。

8款土木費 1項土木管理費2,600万5,000円の減額は、残土処分場使用料減額に伴う積立金と管理費用の減額でございます。

2項道路橋りょう費700万円の増額は、除雪費の追加計上でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正でございます。

普通財産管理費は、分校跡周辺の買収予定地の登記手続に時間を要するため繰り越すものでございます。地域公共交通確保維持費は、国の補正予算による前倒し分、跡地活用事業は、国の予算による新しい地方経済生活環境創生交付金を活用したゴダイ伊根店の出店に関わるものでございます。そのほか資材の納品遅延によるもの、それぞれの事業において関係機関との調整などで不測の日数を要したため、適正工期を確保するためなどの理由で繰り越すものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正でございます。

追加は、国の補正予算で跡地活用事業を実施する補助残分の補正予算債を計上するものでございます。変更は、過疎対策事業債ソフト分が要望超過で割落としを受けたものの減額と、地方公共交通確保維持費は、北近畿タンゴ鉄道支援分が国の補正予算分の補助金を受けられる見込みとなったため、6年度へ前倒しをするものでございます。

細部につきましては担当部長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） それでは、令和6年度一般会計第7回補正予算の細部説明を申し上げます。

まず、繰越明許費のそれぞれの事業の繰越し理由等の説明をさせていただきますので、6ページ、7ページへお戻りいただけますでしょうか。

普通財産管理費から跡地活用事業の3つまでは、町長説明のとおりでございます。

続きまして、4つ目の事業、自治会施設等整備事業につきましては、例年以上の積雪により不測の日数を要したため、畑谷地区の集会所の改修事業でございますが、不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

防犯・暴力追放対策費につきましては、防犯カメラの更新でございますが、後継機種の発売が遅れたことにより、必要な日数を確保するため繰り越すものでございます。

放課後児童健全育成事業につきましては、施設建設の完了後に実施するグラウンド復旧工事について年度内完了が困難なため繰越しを行います。

分別ごみ処理対策費につきましては、コンテナ脱着車用コンテナの入手困難による納品遅延により繰り越すものでございます。

農業用施設整備補助金交付事業は、農業用のポンプ資機材の入手困難による納品遅延により繰り越すものでございます。

漁港管理事業は、伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事でございます。

海岸保全施設管理事業につきましては、浦島漁港海岸保全施設修繕工事でございます。

町道管理事業につきましては、橋梁の修繕事業、町道改良事業につきましては、亀島本庄浜線のり面防災工事、それぞれ事業実施に当たり、地元や関係機関との調整に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

町営住宅管理事業は、現在訴訟を行っております。訴訟手続が完了しておりませんので、繰越し

を行います。

災害対策事業は、当町の防災計画改定の事業でございますが、その防災計画の改定で上位計画との連携を取る必要がございますが、上位計画、京都府の防災計画の改定が次年度にかかるため、同様に繰越しを行うものでございます。

学校管理運営費は、伊根小学校の高圧受電設備工事でございます。実施設計完了後の適正工期を確保するために繰越しを行います。

それでは、歳入の説明を申し上げます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税8,543万3,000円の増額でございます。普通交付税につきましては、補正財源として留保しておりました決定額との差額を計上いたしました。特別交付税分につきましては、大雪に見舞われた地域につきまして除雪経費分の増額が見込まれることから、除雪に係る経費の一部として計上しております。

13款使用料及び手数料 1項使用料 6目土木使用料5,326万7,000円の減額で、公共残土処分場の受入れ量減少による減額でございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 2目総務費国庫補助金1億4,765万1,000円の増額です。

社会資本整備総合交付金は、地域公共交通再構築事業補助金による増額でございます。

その下の段、新しい地方経済・生活環境創生交付金は、飲食料品等小売施設の出店支援に関する財源として計上するものでございます。

17款1項寄附金 2目指定寄附金300万円の増額は、丹後海陸交通株式会社より観光振興に資する指定寄附金として寄附をいただくことになりましたので計上したものでございます。

18款繰入金 2項基金繰入金 11目公共残土処分場使用料管理基金繰入金696万2,000円の増額でございます。公共残土処分場使用料の減額に伴い、維持管理経費を基金から繰入れを行って賄うものでございます。

20款諸収入 7項5目雑入365万円の増額でございます。いねタクの電気自動車購入に当たり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金とクリーンエネルギー自動車導入促進補助金を採択が得られたので計上したものでございます。

21款1項町債 2目総務債2億7,500万円の増額でございます。過疎対策事業債は、割落としを受けたソフト分の減額でございます。一般補助施設整備等事業債は飲食料品小売施設の出店支援の財源として発行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

脱炭素化推進事業債につきましては、いねタクの電気自動車購入に当たりまして補助が得られたので、想定しておりました起債の発行を取りやめるものでございます。

4目衛生債3,360万円の減額で、過疎債ソフト分の減額でございます。

10目教育債850万円の減額で、こちらも過疎債ソフト分の減額でございます。

続いて、歳出の詳細説明を申し上げます。

18、19ページをお願いいたします。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費340万円の増額です。

退職手当組合負担金でございますが、早期退職職員に関するものとして特別負担金を計上したものでございます。

○企画観光課長（千賀和孝君） 6目企画費4億4,114万2,000円の増額です。

地域公共交通確保維持費1,285万2,000円の増額です。地域公共交通特定事業実施計画に基づきKTRが行う鉄道軌道等の整備事業で、国の補正予算に伴い、令和7年度実施事業を令和6年度に前倒しして計上を行うものでございます。沿線市町での協調補助金となります。

ふるさと応援事業300万円の増額は、観光振興事業オーバーツーリズム対策への指定寄附がありましたので、ふるさと応援基金に積立てを行います。令和7年度予算で、同額をオーバーツーリズム対策事業に充当することとしております。

跡地活用事業4億2,529万円の増額は、ゴダイとの協定に基づき、ゴダイ伊根店の整備に対

して10分の10の支援を行うものでございます。なお、本事業におきましては、国の補正予算に計上されております新しい地方経済・生活環境創生交付金の獲得を目指して事務を進めております。令和6年度補正予算分の採択がいただけなかった場合に備えまして、令和7年度当初予算でも同額を計上しております。工期と交付決定時期の兼ね合いによりまして令和6年度補正予算がだめだったときには、速やかに令和7年度分の交付金獲得に向けて動けるよう、二重の計上としていることにご理解をお願いいたします。

○総務課長（鍵 良平君） 15目財政調整基金費79万2,000円の増額でございます。普通交付税の決定額の残額を計上し、減債基金の積立てを行うものでございます。

○地域整備課長（橋本利将君） 8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費2,600万5,000円の減額です。残土処分場使用料の大幅な減収に伴いまして、残土処分場管理事業の管理費用、残土等敷ならし受入れ等の費用でございます。こちらと積立金を減額するものでございます。

2項道路橋りょう費 2目道路維持費700万円の増額です。道路除雪事業の町道除雪業務につきまして、2月に入り降雪日が多く、除雪出動が増加しましたことから、当初予算額700万円に加え、同額の700万円を増額とするものです。

以上で令和6年度一般会計第7回補正のご説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） 土木費なんですが、残土処分場の受入れが少なかったということですが、もともとはすごい金額を積んでいらっしゃったと思うんですが、その減額になった要因というのは何ですかね。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 基本的には、公共事業の進捗によるものということになります。基本的に京都府の残土が多くあったんですが、今年度は前年、前々年等の平均値よりも大きく減少したということになっております。ちなみに、令和4年度、5年度につきましては、おのこの3万1,000㎡、3万㎡ほどあったんですが、今年度は搬入減少で1万㎡程度でございまして、3分の1程度に今年度は減ったということで、それに伴う減額という形になっております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありますか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和6年度伊根町一般会計第7回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第18号

○議長（佐戸仁志君） 日程第14、議案第18号 令和6年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第18号 令和6年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算でございます。

21ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ47万円を追加し、151万5,000円とするものでございます。

22、23ページをお願いいたします。

歳入です。

1款財産収入 2項財産売却収入47万円の増額は、野村地区の府有林で間伐材売り払いによるものです。

24、25ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款 1 項 財産区管理費 4 7 万円の増額です。歳入で説明申し上げましたものを筒川財産区に維持交付金として支出するものでございます。

細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしとの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第 1 8 号 令和 6 年度伊根町財産区特別会計第 1 回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 1 5 議案第 1 9 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 1 5、議案第 1 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 1 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、関係する条例の整理を行うものでございます。刑法に基づく用語の改正でございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第 1 9 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 1 6 議案第 2 0 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 1 6、議案第 2 0 号 伊根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 2 0 号 伊根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてでございます。

育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行うものなどでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第20号 伊根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

職員の処遇関係の条例改正でございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されまして、これに伴いまして、人事院規則の改正が行われました。それに合わせまして、地方公務員についても同様に仕事と育児、介護の両立に係る制度の拡充が必要となることから、関係条例の改正が必要となったものでございます。

本条例案では、第1条で伊根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第2条で伊根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行います。また、広域法人等に派遣する職員に対して地域手当等の支給を可能とするため、公益的法人等への伊根町職員の派遣等に関する条例についても改正が必要となり、第3条で当該部分の改正を行います。

それでは、新旧対照表を用いて説明を申し上げますので、3ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、第1条関係でございます。

第8条の3の改正は、育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となります養育する児童の対象範囲が、現在の3歳までから小学校就学前までに拡大されるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第16条では、略称規定の追加でございます。下段の17条の2で、次の5ページにかけて、介護を行うことになった職員に対して、仕事と介護の両立支援制度の周知を行うための面談を行うという規定の追加でございます。

また、第2項では、40歳になった職員に対して、事前に両立支援制度の周知を行う規定の追加でございます。

すみません。次のページにまたがっております。

第17条の3では、制度に関する研修の実施と相談体制の整備、環境整備に関する措置を講じる規定でございます。

次の6ページをお願いいたします。

第2条関係でございます。介護時間の規定でございます。引用する法律の改正に伴う引用条番号の改正でございます。

最後の7ページは第3条関係でございます。公益的法人等への伊根町職員の派遣等に関する条例の改正でございます。支給することができる手当に地域手当を加えるものと、管理職員の特別勤務手当、今回、伊根町職員の給与に関する条例の改正によりまして、管理職員特別勤務手当の支給の対象時間が平日の分で拡大されたことに伴い、そういったことが発生した場合に備えての条例改正をここで行わせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第20号 伊根町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本

案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 17 議案第 21 号

○議長（佐戸仁志君） 日程第 17、議案第 21 号 伊根町職員旅費条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第 21 号 伊根町職員旅費条例の一部改正についてでございます。

国家公務員に適用される旅費法が改正されることを受け、同様の内容で、主に高騰している宿泊費の実情に合わせた支給の規定、日当の廃止など所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第 21 号 伊根町職員旅費条例の一部を改正する条例の細部説明を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴って、本町においても、伊根町職員旅費条例の改正を行うものでございますが、主な内容は、旅行距離に応じた定額制の日当、交通手段によっては発生する場合がある食卓料というものが廃止となります。

定額だった宿泊料が、上限を定めた実費制に変更されることとなります。

次には、宿泊を伴う旅行に対する定額 2,400 円の宿泊手当が新設されることとなります。

交通費と宿泊料が一体となったいわゆるパック料金が対象となる、この改正が行われます。これらが主な内容となっております。

また、旅費法の今回の改正では、多くの内容が政令に委任されることになり、それに伴って用語の改正が行われております。本条例についても同様に用語の改正を行っております。

それでは、この条例につきましても、新旧対照表で説明申し上げます。

新旧対照表は 5 ページからでございます。

まず、第 2 条の改正でございます。第 2 条の中の第 3 号は、用語の改正でございます。

新設の第 5 号が、いわゆるパック旅行を対象とするために必要な旅行業者の定義でございます。一番下の段の第 3 条第 3 項は、旅行命令を受けた職員ではなく、旅行業者に対して直接パック料金を支払うことができる規定でございます。

次の 6 ページから 10 ページの中段までは、用語等の改正でございます。

飛びますが、10 ページまで移動をお願いいたします。

10 ページ下段の第 12 条が日当の規定だったものが、宿泊費の規定となります。具体的には、政令の規定に準拠することを定め、続く 11 ページの第 13 条では、宿泊料の規定が包括宿泊費の規定に改正されます。いわゆるパッケージ旅行の規定でございます。パック旅行でございます。

次の 14 条は、従前、食卓料の規定だったものが廃止されまして、宿泊手当の規定となります。

以下は、用語の改正等によるものでございます。

日当等を規定しておりました別表第 1 と、研修の場合の日当の減額規定であります別表第 2、これらはそれぞれ廃止になります。それが 12 ページから 13 ページにかけてでございます。

14 ページをお願いいたします。

こちらは、改正条例の附則によって別の条例を改正する、その規定の新旧対照表でございます。今回の条例改正で附則によって改正される伊根町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、非常勤特別職の費用弁償につきましては、一般職の職員の旅費条例の規定を準用しておりますので、今回の改正によって改正が必要となる用語の改正を行っておるところでございます。

次の 15 ページをお願いいたします。

こちらも附則による改正でございます。伊根町消防団条例の一部改正でございます。消防団員の費用弁償につきましては、旅行を伴う場合の加算規定がございます。その引用元となっております旅費条例で日当が廃止されますことから、消防団員の費用弁償の加算額を消防団条例で直接規定す

るための改正でございます。この改正を行うことによって、消防団員の費用弁償の額は改正前と改正後では同額で、変更はございません。

説明は以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第21号 伊根町職員旅費条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第18 議案第22号

○議長（佐戸仁志君） 日程第18、議案第22号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第22号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正をされ、公務災害補償に関する補償基礎額の改正が行われるものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第22号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。11時10まで休憩したいと思います。

休憩 10時52分

再開 11時10分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第19 議案第23号

○議長（佐戸仁志君） 日程第19、議案第23号 伊根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第23号 伊根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、退職報償金の支給

に関する勤務年数で最長区分が、従来の30年以上までだったものに、35年以上の1区分の追加が行われるものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第23号 伊根町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 議案第24号

○議長（佐戸仁志君） 日程第20、議案第24号 伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第24号 伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

令和6年所得税の定額減税により影響を受ける老人医療費助成対象者の要件を明確化するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第24号 伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

提案理由は、令和6年所得税の定額減税により影響を受ける老人医療助成対象者の要件を明確化するため、所要の改正を行うというものでございます。

資料の3ページをご覧ください。新旧対照表の2ページ目になります。

改正後案の下線部分、租税特別措置法第41条の3の3第1項、これがいわゆる令和6年所得税の定額減税に関する規定で、この規定を適用しない場合に所得税が課されるものを除くとして改正するものでございます。

老人医療助成制度において、所得税課税の判断基準が設けられている理由は、適正かつ公平な医療費負担と公費による助成可否を判断するための基準であり、令和6年定額減税を加味した場合は、本来は医療費負担をすべき方が助成対象となってしまうことから、老人医療助成対象者の判定には加味しないことが適当であるという趣旨によるものです。

資料1ページ、条例案に戻っていただきまして、施行期日を令和7年8月1日としております。これは、福祉医療事業の年度切替え日で、京都市町村共通の施行期日となっております。

以上、伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第24号 伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21 議案第25号

～

◎ 日程第22 議案第26号

○議長（佐戸仁志君） 日程第21、議案第25号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第22、議案第26号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第25号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第26号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括提案いたします。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準がそれぞれ改正されたことに伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第25号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第26号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、同様の内容になりますので、一括して詳細説明をさせていただきます。

議案第25号については令和5年3月、9月に、議案第26号については令和5年3月、9月、令和6年3月に再三条例改正を行っているものです。

また、議案第25号の条例によって本町で実施している事業は現在ありませんが、平成24年に子ども・子育て支援法が制定された際、整備したものです。

今回の改正は、両議案とも提案理由のとおり、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、それぞれ家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正により改正を行うものです。

これら条例は、近年毎年のように改正していることから、他団体での制定の在り方を調査研究しましたところ、それぞれの議案とは別の条例案1ページをご覧ください、第2条に基準を定めることで対応ができることから、そのような改正を行うものです。

第1条は、議案第25号には条例案新旧対照表にはありませんが、趣旨を定めています。

第2条は、それぞれ家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め、最後、第3条で委任を設けております。それぞれ3条立ての条例とし、不用なものは削ることとしております。

大変簡単ではございますが、説明は以上です。

近年、再三改正していることから、基準を定めて対応できる条例としましたことを再度申し上げまして、伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、伊根町特

定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 2議案について質疑を行います。質疑は議案番号の後、発言してください。質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第25号 伊根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第23 議案第27号

○議長（佐戸仁志君） 日程第23、議案第27号 伊根町漁港管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第27号 伊根町漁港管理条例の一部改正についてでございます。

模範漁港管理規程例の改正に伴い、これに合わせ占用期間を最長10年まで延長するものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第27号 伊根町漁港管理条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第24 議案第28号

○議長（佐戸仁志君） 日程第24、議案第28号 半島振興対策実施地域の指定に伴う伊根町町税条例の特例に関する条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第28号 半島振興対策実施地域の指定に伴う伊根町町税条例の特例に関する条例の廃止についてでございます。

半島振興法の改正により、半島振興対策実施地域と過疎地域における税制特例地域が重複してい

る地域は、過疎地域における税制特例を適用することとなったため、条例を廃止するものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第28号 半島振興対策実施地域の指定に伴う伊根町町税条例の特例に関する条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第25 議案第29号

○議長（佐戸仁志君） 日程第25、議案第29号 伊根町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第29号 伊根町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止についてでございます。

伊根町中山間ふるさと・水と土保全基金を処分したため、条例を廃止するものでございます。

担当課長からの細部説明につきましては省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番、松山議員。

○3番（松山義宗君） もともとこの基金条例というのか、基金は何か補助金があつてそれを基金とされたのか、どんな経緯があつてこの基金があつたんですか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） こちらにつきましては、もともと府から配分された原資を基に、令和7年度に積み立てて、当時利率がよく、利益により事業展開を行う予定というものでございましたが、運用収益が少ない状況でずっと積み立てられた状況のままでございました。

その基金を農業用施設の維持管理修繕、そういったものに支援を行うことにより処分をしてきたという経緯がございます。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） すみません。先ほど令和7年と言いましたが、平成7年の誤りです。失礼しました。

○議長（佐戸仁志君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。質疑がないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 伊根町中山間ふるさと・水と土保全基金条例の廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第26 議案第30号

○議長（佐戸仁志君） 日程第26、議案第30号 令和5年度公共残土処分場防災調整池整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第30号 令和5年度公共残土処分場防災調整池整備工事請負契約の変更についてでございます。

関係機関との協議結果に伴う変更のほか、インフレスライド条項の適用によるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第30号 令和5年度公共残土処分場防災調整池整備工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案書のほうをご覧ください。

契約の目的及び方法は、令和5年度公共残土処分場防災調整池整備工事の変更を随意契約により行うものです。

当初契約金額1億653万5,000円に今回の変更契約による増額分930万6,000円を合わせ、総額1億1,584万1,000円となります。

第1回変更契約につきましては、繰越しに係る工期延期によるものですので、金額の増減はございません。

契約の相手方は、株式会社井長組、代表取締役井戸本勝典です。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、令和5年議案第75号で議決を受けた契約の内容を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

次ページ、ご覧ください。工事概要書になります。

各数値の上段括弧書きが変更前の数量となります。防災調整池重力式ダム30から31mへの変更及び、その2個下のコンクリートダム本体工、こちらの変更につきましては、京都府との最終調整によるダム高の調整等によるものでございます。

土工の変更につきましては、実施における精測の結果によるもの、間詰めコンクリート153㎡の皆増につきましては、こちらも京都府との調整により、ダム本体の周辺土砂埋め戻しに当たり、掘削した軟岩部分につきましてはコンクリートで埋め戻すということになったことによるものです。

垂直壁工及び側壁護岸工は、ダムより下流側の排水処理に関わるものですが、京都府との調整のほか、支障木伐採運搬撤去等に期間を要したことから、一旦本工事で廃止し、令和7年度に実施する予定としております。

また、請負業者から、契約第25条第6項に基づくインフレスライドの要請を受けまして、単価等変動前の残工事費に対し、変動後の残工事費の差額、こちらが1%を超える額であったことから、同条2項に基づく1%を超えた額633万6,000円を増額するものです。この件につきましては、令和6年2月16日付国土交通省不動産建設経済局長通知、こちらに基づくもので、令和6年3月から適用された新労務単価が旧単価の約6%引上げになったことなどによることから、令和6年3月以降の残工事に対応したものとなっております。

次ページ、平面図をご覧ください。

赤線の部分が構造物の位置を示すものでございます。構造物の左側に黒斜線で示す部分、こちらが防災調整池として機能する範囲でございます。そして、旗上げしている、少し小さくて見づらいんですが、旗上げしている工種及び数値のうち、見え消しがされたものが変更前のものとなっております。

裏面と次ページのほうをご覧ください。

裏面のほうがダム工の部分の平面図でございます。次ページがダム軸縦断面図、流水方向に切断したような断面図となっております。

ダム工の平面図、裏面のほうでございますが、こちらの赤線の構造物がダム本体工でございます。また黒線で表現した箇所が本変更により今回の工事では未実施となる側壁護岸工と垂直壁工でござ

います。これら流末排水施設につきましては、令和7年度の流末対策として実施する計画としております。

以上、工事請負契約の変更についてのご説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） すみません。ちょっと教えてください。

インフレスライド増加分が663万6,000円なんですけれども、このインフレスライド増加分というのは、資材の値上げと、先ほどご説明いただいた各括弧の部分が当初の計画で、今ご説明していただいた分が長さとか工法が若干変更になったというふうにご説明いただきましたけれども、これも含めてのインフレスライド分として633万6,000円という認識でよろしいのでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 上の数値の変動については、単純に事業内容の変更でございます。そこから抜き出して最終的に変更を行った後に、もともとの単価と改めて計算し直した単価の差額、こちらがインフレスライド増額分という形になっております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和5年度公共残土処分場防災調整池整備工事請負契約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第27 議案第31号

○議長（佐戸仁志君） 日程第27、議案第31号 令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 大変失礼いたしました。ちょっとぼうっとしておりました。

議案第31号 令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の変更についてでございます。

入札残額を活用して工事進捗を図るため、変更を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第31号 令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案書のほうをご覧ください。

契約の目的及び方法は、令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事の変更を随意契約により行うものです。当初契約額5,551万7,000円に今回の変更契約による増額分2,326万6,100円を合わせ、総額7,878万3,100円となります。

契約の相手方は、株式会社和田組、代表取締役後藤治幸です。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、令和6年議案第41号で議決を受けました契約の内容を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

次ページ、ご覧ください。

工事概要でございます。各数字の上段括弧書きが変更前の数量等でございます。工事延長を33.4mから48.3mに延伸し、その延長内での各工種の変更を行っております。

主な変更は、基礎捨石工244m³から894m³に増やし、15mほど工事を延伸させました。

堤体工に変更はありません。

薬液注入工につきましては、精測の結果による変更となっております。

次ページ、平面図をご覧ください。

高梨工区全体の平面図でございます。図面の左側の赤斜線部、薄いんですけれども、赤斜線のほうですが、こちらのほうが今回の実施箇所となっております。

裏面のほうをご覧ください。

実施箇所の部分を拡大した平面図となっております。黄色の斜線が前年度までに完了した捨石工の部分となります。

黄色の斜線の下、赤斜線、こちらは当初契約から計画している堤体工と、海面からマイナス3mまでの基礎捨石工の位置でございます。

緑色の斜線が次年度以降の工事箇所となりますが、そちらのほうに赤色の斜線で示した部分、こちらが今回の変更により追加となる捨石工の部分でございます。

次ページのほう、ご覧ください。

こちらは、横断図でございます。上の横断図が工事区間の平田側の断面図になります。黄色斜線は前年度まで捨石工を行った箇所ということになります。

赤斜線で示すものが今回の当初から計画している堤体工と、その下の基礎となる捨石工です。

青色で枠で囲っている部分、こちらが薬液注入工の範囲となります。薬液注入工は、基礎捨石の実施前に既存地盤の掘削を行う際、周囲が崩れるのを防止するためのものでございます。

下の断面図が今回の変更により追加となる部分の断面でございます。全体を緑色の斜線で示しており、次年度以降に実施する計画でありましたが、新たに工事区間を広げ、赤色の斜線で示した、海面からマイナス5mの高さまでの捨石工について、変更により実施いたします。

以上、工事請負契約の変更についての説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。

これから議案第31号 令和6年度伊根漁港海岸保全施設整備工事請負契約の変更についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第28 議案第32号

○議長（佐戸仁志君） 日程第28、議案第32号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第32号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてでございます。

令和7年4月1日から宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会の事務局を与謝野町から宮津市に変更することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) これで質疑を終わります。お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第32号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第29 議案第33号

○議長(佐戸仁志君) 日程第29、議案第33号 伊根町筒川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、長谷川議員、松山議員、大谷議員の退場を求めます。

(2番 長谷川貴之君、3番 松山義宗君、6番 大谷功君退場)

○議長(佐戸仁志君) 本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第33号 伊根町筒川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定したいので議会の議決を求めるものでございます。

細部説明につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) 増井次長。

○教育次長(増井和彦君) それでは、議案第33号 伊根町筒川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のものを指定管理者として指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、伊根町筒川地区コミュニティセンター。

2、指定管理者は、京都府与謝郡伊根町字本庄上1227番地の1、伊根町農村RMO推進会議です。

3、指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の指定を行うものでございます。

本コミュニティセンターは筒川地区の拠点となる施設で、地域住民が交流する多目的ホール、調理室、談話室、和室、グラウンド、また地域住民に配慮したバリアフリー設計、平時の電力供給と防災機能を兼ね備えた太陽光発電システムを設置しているもので、指定管理方式で管理を行うものでございます。

伊根町の公の施設の管理等に関する条例第3条第1項の規定により、令和6年4月に指定管理者の公募を行いました。応募はゼロ件でございました。令和6年10月の本センター竣工後、令和6年12月に再度公募を行いましたところ、1社から応募があり、これを受け、同条例第3項第1項の規定に基づき、令和7年1月29日、伊根町指定管理者制度導入施設運営委員会で一連の審査を適正に行い、施設の目的、特徴を把握し、今後の利用促進に向けた多彩な提案がされており、効果的な施設が期待できることから、令和6年3月に設立されました伊根町農村RMO推進会議を指定管理者として選定したところでございます。

別紙をご覧ください。

応募に当たりまして提出された法人の概要となっております。

候補者からの提案内容では、当センターの維持管理のほか、自主事業として、そば打ちや地域のイベントの開催、特産品販売や農業体験、夏季のキャンプ体験や子供料理教室、高齢者の居場所つ

くりを行う計画となっております。

指定管理料は359万5,000円での提案です。

以上、簡単ですが、伊根町筒川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての詳細説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） これは、管理の仕方というのはあれなんですか、常時というか、月曜日から金曜日まで常時誰かいらっしゃって受付を行うというような管理の仕方というふうに聞いておられますでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 現在、法人からお聞きしておるところでは、週に2回、土日に1日と平日に1日という形で開館をさせていただこうというふうに聞いております。その2日間は事務職員を常駐させて、それ以外の日は、使用申請があればRMOの職員が対応するという形をしております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 法人の概要が全く中身的なものが分からないんです、これだけでは。私は今日初めて聞いた団体ですし、もう少し詳しい資料の提供、できないでしょうか。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） 農村RMOをちょっと簡単に紹介させていただきたいと思います。

町全体で複数集落の機能を補完して農用地保全活動や農業を核とした経済活動を伊根町の協力して生活支援等、地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織ということでご理解いただきたいというふうに思っております。

事業の概要としましては、対象となる地域は伊根町全体でして、農地の保全活動、地域支援活動、生活支援活動など3年間をかけて3部会で事業を実施するという内容になっております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 直営でした場合と指定管理者にした場合と、費用的な負担はどのぐらい変わりますか。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） ちょっと正確には数字を出しておりませんので、明確にお答えすることができません。申し訳ありません。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。質疑がないようであります。これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 伊根町筒川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを採決します。

（8番 濱野茂樹君退場）

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をします。

休憩 11時52分

（2番 長谷川貴之君、3番 松山義宗君、6番 大谷 功君、8番 濱野茂樹君入場）

再開 11時53分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第30 議案第34号

～

◎ 日程第31 議案第35号

○議長（佐戸仁志君） 日程第30、議案第34号 町道の路線廃止について及び日程第31、議案第35号 町道の路線認定についての2議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第34号 町道の路線廃止について、議案第35号 町道の路線認定について、一括提案いたします。

新井大浦線、通称新井崎街道を幹線道路である亀島本庄浜線に変更するため、大原新井線とともに廃止し、亀島本庄浜線の旧道部を大原新井線及び大原線として改めて認定するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第34号 町道の路線廃止について及び議案第35号 町道の路線認定について、一括してご説明申し上げます。

議案第34号の議案書のほうをご覧ください。

廃止する路線につきましては、大原新井線と新井大浦線です。

道路法第10条第3項に規定により、町道の廃止について議会の議決を求めるものです。

次ページの位置図のほうをご覧ください。

廃止する各路線の位置を赤色で示しております。大原新井線は、国道178号から大原地区内を通り、亀島本庄浜線に連絡している路線でございます。また、新井大浦線につきましては、新井崎街道として町道亀島本庄浜線と平行に大原から新井までの間を海沿いに通る路線でございます。

この廃止する2つの路線をつなぎ、南北に延びる黒い太線で示す路線、こちらが亀島本庄浜線です。現在の亀島本庄浜線は、大原の土地集落を通り、赤峠を越えるルートとなっておりますが、町長説明のとおり、この路線を海沿いの新井大浦線を通るルートに変更し、周辺路線を整理することが今回の廃止及び認定の手続の目的でございます。

次ページ、すみません、失礼しました。次ページ、次の議案第35号の議案書のほうをご覧ください。

先ほど廃止提案いたしました路線の起点、また終点を変更し、大原線、大原新井線として道路法第8条第2項の規定により認定すること、こちらについて議会の議決を求めるものでございます。

次ページ、位置図のほうをご覧ください。

先ほど廃止を提案しました大原新井線の路線を延伸する形で、廃止した新井大浦線まで東につながります。大原線としてこれを改めて認定するものでございます。

また、大原土地集落から新井までの旧亀島本庄浜線の区間につきまして、こちらを大原新井線として改めて認定するものでございます。

亀島本庄浜線につきましては、さきにご説明したとおり、旧新井大浦線を通る路線へ変更することになりますが、この手続につきましては、路線の起終点、また主要連絡地、これらに変更がありませんので、今回のような路線の廃止や認定を改めて行う必要はございません。亀島本庄浜線の変更手続につきましては、道路法第18条第1項及び第2項の規定に基づき、区域変更、供用開始、こちらの告示により路線の変更を行うこととしております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 2議案について質疑を行います。質疑は議案番号の後、発言ください。質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第34号 町道の路線廃止についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 町道の路線認定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第32 議案第36号

○議長（佐戸仁志君） 日程第32、議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

現職の人権擁護委員1名が令和7年6月30日付で任期満了となることから、引き続き太田垣靖氏を推薦しようとするものでございます。

人事案件であり、担当課長等からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案によるものを適任と認めることに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案によるものを適任と認めることに決定しました。

◎ 散 会

○議長（佐戸仁志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、3月6日木曜日は午前9時30分から全員協議会を開催し、令和7年度当初予算の詳細説明をお願いすることとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続きであります。議会活性化特別委員会を開催しますので、よろしくお願い申し上げます。

散会 12時01分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員